総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

公的機関のホームページに関わる全ての皆様へ

ウェブアクセシビリティ対応は公的機関の責務です

ウェブアクセシビリティとは？

• 全ての人が必要な情報を得られるようにする、世界共通の取組です

目が見えない　耳が聞こえない　手の動作が不自由　高齢者

• 法律等に基づく責務です

障害者権利条約　障害者基本法　障害者差別解消法　JIS X 8341-3 (ISO/IEC 40500)

国及び地方公共団体は、（中略）行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たつては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。［ 障害者基本法 第二十二条　第2項 ］

• 読みやすさ、使いやすさ確保の基本要件です

スマートフォン対応　検索のしやすさ　自動翻訳　ユーザビリティ

ご存知ですか？　ホームページは様々な方法で利用されています

視覚障害者（全盲）の方は「音声」で閲覧

視覚障害者（弱視）の方は「拡大」して閲覧

YouTube 総務省動画チャンネル

読める、伝わるホームページにしてください

情報が得られないと、社会生活で多大な不利益が発生したり、生命の危機に直面する可能性があります。

文字が読みづらい、読めない

文字の色と背景の色を、JIS X 8341-3 の基準に則り、読み取りやすい組み合わせにします。

✕ 文字色が薄い

○ 文字色が濃い

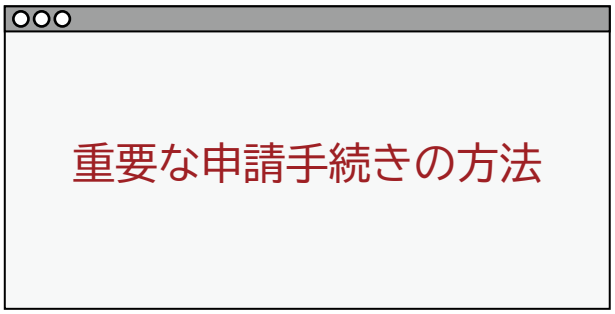

音声で読む利用者に、伝わらない

視覚障害者などが音声読み上げソフトで情報を得られるように、画像の説明（代替テキスト）を設定します。

✕ 画像の説明なし

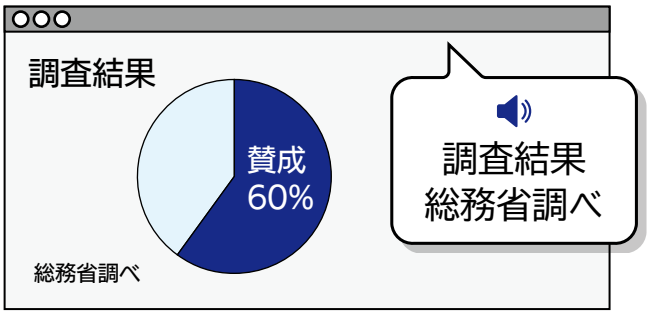

○ 画像の説明あり

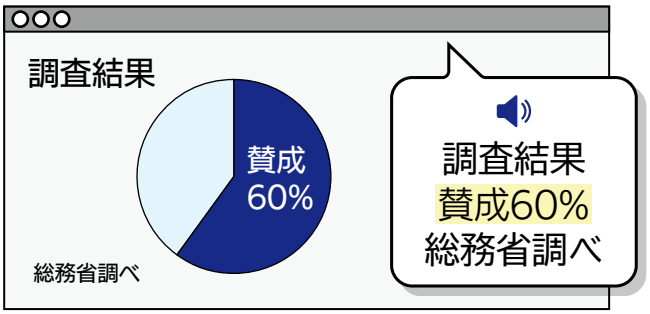

字幕がないと、伝わらない

聴覚障害者などが情報を得られるように、動画内のナレーションなどの音声情報を字幕などで伝えます。

✕ 字幕なし

○ 字幕あり

全てのウェブコンテンツが対象です

公式ホームページだけでなく、提供する全てのホームページ等が対象です。

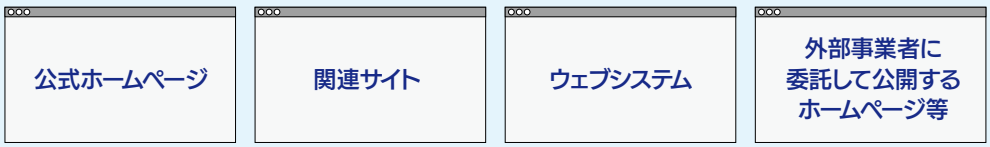

など

必要な取組を確認してください

必要な取組が、**総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」**に示されています。

求められる取組の例

- ☑ **ルールに則りページを作成し、検証する**
  JIS X 8341-3 に示されたルール（基準）に則り作成し、問題がないことを検証します。
- ☑ **関係者全員に、必要性を共有する**
  原稿を用意する人、ページ作成者・承認者、事業者など全ての人に必要性とルールを共有します。
- ☑ **毎年、継続的に取り組むことで、品質を維持・向上する**
  研修、検証、改善、試験といった取組を毎年継続し、品質を維持・向上します。

間違った理解をしていませんか？

デザインを損なうものではありません

色や画像、動画などを控えることが求められているわけではありません。魅力あるデザインとの両立が可能です。

事業者やシステムに委ねるだけでは十分な対応ができません

原稿を用意する人、ページの作成者、公開前の確認・承認を行う人に求められる判断や対応があります。

全てのページを「AA準拠」する必要があります

問題があるホームページでの「AA 準拠」という試験結果の公表は適切でありません。
全てのページの問題解消に取り組むこと、実態に即した試験結果を公表することが求められています。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

ウェブアクセシビリティに取り組むための情報等

総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」

公的機関のウェブアクセシビリティ確保・維持・向上の取組支援を目的として作成された手順書。
必要な取組内容と、注意事項等が示されています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ

障害者の方のウェブページ利用方法を紹介した映像を、総務省ホームページ、YouTube 総務省動画チャンネルで公開しています。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2005/051215_1_wmv.html

評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」

総務省が開発し公開しているウェブアクセシビリティ評価ツール。無料でダウンロードし利用できます。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

JIS X 8341-3:2016

日本産業規格。ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準が定められています。A 、AA 、AAA の 3 段階の適合レベルがあり、みんなの公共サイト運用ガイドラインにおいて公的機関は A 及び AA の全ての達成基準を満たす（「AA 準拠」という）対応が求められています。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会（WAIC）

JIS X 8341-3:2016 の原案作成団体。JIS X 8341-3:2016 を理解するために必要な解説や技術情報、JIS X 8341-3:2016 に基づいた取組を実践する際に推奨されるルール等を公表しています。

https://waic.jp/

デジタル庁「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」

ウェブアクセシビリティについて、全く知らない、きちんと触れたことがない方々向けに、考え方、取り組み方のポイントが解説されています。

https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook

関係する主な法律等

障害者基本法、障害者基本計画

障害者基本法に基づく障害者基本計画（第 5 次）において、「公的機関等のウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組」の促進が示されています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対し「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を義務付ける法律。ウェブアクセシビリティは、環境の整備として位置づけられ、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

発行元　総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室
電話：03-5253-5685　E-mail：barrier-free@ml.soumu.go.jp
2023年10月作成